****

**「****DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」に係る事前確認公募**

**公 募 要 領**

2023年9月15日



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では「DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」を実施するにあたり、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、一般競争入札による競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 本件の概要
2. 名称

「DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」

1. 契約期間

契約締結日から2024年3月31日（日）

1. 概要

現在、IPAで運用している「DX推進事業システム」のうち、DX銘柄に関する機能の改修（新規開発を含む）を行い、正常かつ正確に稼動させるとともに、障害が生じた場合に迅速に復旧させ、サービスが滞りなく行われることを目的とする。なお、DX推進事業システムは令和5年度運用保守事業者（以下、既存事業者という）がシステムの改修を含めた運用・保守を実施している。よって、既存事業者に影響が無いよう業務を進めること。具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

1. 応募要件
2. 応募者は、法人格を有していること。
3. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
4. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
5. 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。また、資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
6. 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
7. 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
8. 過去3年以内に情報管理の不備を理由にIPAから契約を解除されている者ではないこと。
9. 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
10. 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

1. 既存事業者と同時並行かつ何らの影響を与えることなく業務が進められること。
2. 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

1. 「3．現行システムの資料の開示」により設計資料を閲覧した者であること。

1. 現行システムの資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者が現行システムの資料の閲覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別添を参照）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の立会の下に閲覧することができるので、事前に4.(1)の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、閲覧期間は2023年9月15日（金）から2023年9月22日（金）までの10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）までの間の2時間程度とする。（祝・休日を除く）

閲覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。閲覧時は当機構の職員を立ち会わせる。また、立会い者は当公募に係る一切の質問に回答しない。

【開示する資料】

　・システム構成書

1. 手続き等
2. 担当部署

　応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル基盤センター　デジタルトランスフォーメーション部DX推進G　担当：田中、川本

電話番号：03-5978-7590

E-mail: disc-dx-info@ipa.go.jp

住所: 〒113-6591　文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス17階

※　応募に関する問合せの受付は、E-mailのみとします。

※　受付時間　10:00～17:00（12:30～13:30は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

1. 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

別紙「仕様書」に記載のシステムの開発及び保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2023年9月25日（月）17時00分

場所：「4.手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

1. 参加意思確認書（様式1）
2. 別紙「仕様書」に記載のシステムの開発及び保守サービス業務の提供が可能であり、かつ「2.応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
3. 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し
※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものに限る。

1. 委任状（必要な場合）
2. 会社概要（様式2）
3. 情報取扱者名簿（様式3）
4. 情報管理体制図（様式4）
5. その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。

(3)　参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4)　 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表（注）するものとする。

(5)　契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

|  |
| --- |
| 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。　これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。　なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。（１）公表の対象となる契約先次のいずれにも該当する契約先①　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること②　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること※　予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外（２）公表する情報上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名②　当機構との間の取引高③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上④　一者応札又は一者応募である場合はその旨（３）当方に提供していただく情報①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高（４）公表日契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）（５）実施時期　　　　平成２３年７月１日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成２３年７月１日以降に契約を締結した随意契約について適用します。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。 |

（別記）

**暴力団排除に関する誓約事項**

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

令和　　年　　月　　日

**参加意思確認書**

独立行政法人情報処理推進機構

理事長　齊藤　裕　殿

提出者　〒

住所

団体名

代表者役職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者所属役職氏名

連絡先　メールアドレス

TEL

FAX

「DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

１　会社概要

※会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）

サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

２　応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること

サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

【様式2】

**会社概要（1/2）**

|  |  |
| --- | --- |
| 会　社　名 |  |
| 　代　表　者　氏　名　 |  | URL |  |
| 本 社 住 所 | 〒 |
| 設 立 年 月 | 西暦　　　　年　　月 | 主 取 引 銀 行 |  |
| 資　本　金 | 百万円 | 資 本 系 列 |  |
| 従 業 員 数 | 人 | 加 盟 協 会 |  |
| 会社の沿革： |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 主要役員（非常勤は役職の前に○印を記す） | 氏　 名 | 年令 | 役職名 | 担当部門 | 学 歴 ・ 略 歴 |
|  | 才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
|  |  才 |  |  |  |
| 主　要　株　主 | 株　　主　　名 | 持株数 | 構成比（％） | 貴社との関係 |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
|  |  | ％ |  |
| 関 連 企 業 | 主要外注先又は仕入先 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**会社概要（2/2）**

|  |  |
| --- | --- |
| 会社概要に関する担当者連絡先 | 所在地 〒 |
| 所属・氏名 | TEL： |
| FAX： |
| E-mail： |
| 業　績 |  　 　　　 　　　期項目 | 前々期（確定）/　 ～ 　/ | 前　期（確定）/　 ～ 　/ | 今 期（見込み）/　 ～ 　/ |
| 売上高 |  百万円 |  百万円 |  百万円 |
| 営業利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 経常利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 資本勘定 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 当期未処分利益 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 借入残高（社債、割手含む） |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 定期預金残高 |  百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 主要取引先とその売上高 | 主要取引先 | 直近決算時点における売上高 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
|  | 百万円 |
| 借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無 | 有・無 | 税金支払い遅滞の有無 | 有・無 |

【様式3】

**情報取扱者名簿**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|   | (しめい)氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※４） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |   |   |   |   |   |   |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |   |   |   |   |   |   |
| Ｃ |   |   |   |   |   |   |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |   |   |   |   |   |   |
| Ｅ |   |   |   |   |   |   |
| 再委託先 | Ｆ |   |   |   |   |   |   |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

【様式4】

**情報管理体制図（例）**

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・　本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・　委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

【別 紙】

仕様書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）で運用している「DX推進事業システム」のDX銘柄に関する改修及び運用・保守について次に示す。

１．背景・目的

2018年7月に経済産業省より公開された「DXレポート～2025年の崖～」に続き、2019年7月に各企業のDXの取り組みにおける気づきを提供するツールとして「DX推進指標」が発表された。IPAは、各企業が自己診断した結果の取りまとめを行い、各企業のDXの促進を目的として、ベンチマークレポートや分析レポートの提供をしている。

また、2019年12月6日に公布された「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案」において、経済産業大臣が「情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針」を定め、それに関する取組の実施状況が優良であることの認定をするDX認定制度の運用をIPAが行うこととなった。

さらに、経済産業省と東京証券取引所が共同で、積極的なIT利活用に取り組んでいる企業を「攻めのIT経営銘柄」として2015年より選定しており、2020年からは、デジタル技術を前提として、ビジネスモデル等を抜本的に変革し、新たな成長・競争力強化につなげていく「デジタルトランスフォーメーション（DX）」に取り組む企業を「デジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）」として選定している。IPAは、2021年度から共催団体として加わり、経済産業省、東京証券取引所とともに本取り組みを推進している。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）やデジタルガバメント実行計画の方針を踏まえ、DX推進指標、DX認定制度およびデジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）のオンライン化のためシステムを運用している。今年度は、DX認定制度の機能向上等を実施すると共に運用保守を実施しているところ、新たにDX銘柄に対して新規機能追加を含めた改修及び運用保守を実施することを目的とする。

１．１　用語の定義

表 1　用語説明一覧

| **No.** | **用語** | **定義** |
| --- | --- | --- |
|  | DX推進事業システム | システム全体の総称のこと。本書で「本システム」と記載されている場合は、DX推進事業システムを指す。 |
|  | 個別システム | DX推進事業システムのうち業務機能を担当する、「認定制度システム」、「DX推進システム」のいずれか、もしくは全てのこと。 |
|  | 認定制度システム | 個別システムの一つ。DXに関する取組状況が記載された申請書を受付、認定結果の返却を行う。 |
|  | DX推進指標システム | 個別システムの一つ。企業からDX推進指標を用いた自己診断結果の受付、ベンチマーク返信を行う。 |
|  | gBizID（法人認証基盤） | 企業が本システムでのログインにて利用する。経済産業省が2018年度より提供している認証基盤。法人版マイナンバーである法人番号を活用し、一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる。企業が本システムでのログインにて利用する。https://gbiz-id.go.jp/top/ |
|  | DX推進指標 | 各企業が簡易な自己診断を行うことを可能とするものであり、経営幹部や事業部門、DX部門、IT部門などの関係者の間で現状や課題に対する認識を共有し、次のアクションにつなげる気付きの機会を提供することを目的とする。 |
|  | ベンチマーク | IPAにて収集されたデータに基づき各企業の診断結果を総合的に分析した全体データ。 |
|  | 認定制度 | 企業経営におけるデジタルガバナンスの指針に沿った行動に踏み出し、ステークホルダとの対話を通じて、デジタル技術による社会変化へ対応していく準備が整った企業を経済産業大臣が認定する。 |
|  | 銘柄 | 東京証券取引所に上場している企業の中から、企業価値の向上につながるDXを推進するための仕組みを社内に構築し、優れたデジタル活用の実績が表れている企業を、業種ごとに最大1～2社ずつ選定する。 |
|  | 企業 | 本システムのメイン利用者。DX推進指標での診断、認定制度への申請、銘柄へのエントリーを行う企業。 |
|  | 指標事務 | DX推進指標のIPA事務担当者。 |
|  | 認定事務 | 認定制度のIPA事務担当者。 |
|  | 決裁者 | 経済産業省大臣。DX認定の決裁を行う。 |
|  | 銘柄選定事務 | 銘柄のIPA事務担当者。 |
|  | 銘柄選定者 | 経済産業省、東証の銘柄選定担当者。 |
|  | 一般 | 投資家、認定企業、今後申請する企業など。 |
|  | 利用者 | 本システムを利用する人全般（企業、指標事務、認定事務、選定事務一般、システム管理者） |

２．システム概要

DX推進事業システムの概要を以下に示す。詳細（非機能用件、全体構成、利用サービス一覧、機能一覧）は現行システムの資料の開示にて開示する。

　

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | システム | 概要 |
| 1 | 法人認証サービス（gBizID） | 企業が本システムでのログインにて利用する。経済産業省が2018年度より提供している認証基盤。法人版マイナンバーである法人番号を活用し、一つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる。企業が本システムでのログインにて利用する。https://gbiz-id.go.jp/top/ |
| 2 | DX推進指標 | 各企業が簡易な自己診断を行うことを可能とするものであり、経営幹部や事業部門、DX部門、IT部門などの関係者の間で現状や課題に対する認識を共有し、次のアクションにつなげる気付きの機会を提供することを目的とする。企業は、DX推進指標の自己診断結果の提出及び自己診断結果と全体データとの比較を可能にするベンチマークなどによる分析結果を受け取ることができる。指標事務担当者は、企業から提出されたDX推進指標の自己診断結果の取得、ベンチマーク登録及び提出企業へのメール送付を行なうことができる。 |
| 3 | DX認定制度 | DX認定制度とデジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）を実現するシステムである。■DX認定制度企業経営におけるデジタルガバナンスの指針に沿った行動に踏み出し、ステークホルダとの対話を通じて、デジタル技術による社会変化へ対応していく準備が整った企業を経済産業大臣が認定する。企業はDX認定の申請及び審査終了後に審査結果を受け取ることができる。認定業務担当者は、企業から提出された申請書類の取得及び審査結果の登録を行うことができる。一般は、認定された企業の照会及び申請書の閲覧を行うことができる。■デジタルトランスフォーメーション銘柄（DX銘柄）東京証券取引所に上場している企業の中から、企業価値の向上につながるDXを推進するための仕組みを社内に構築し、優れたデジタル活用の実績が表れている企業を、業種ごとに最大1～2社ずつ選定する。企業は、DX銘柄のエントリー及びエントリー内容に対するフィードバックレポートを受け取ることができる。銘柄選定事務担当者は、企業から提出されたエントリー情報の取得及びフィードバックレポートの登録を行うことができる。 |

２．１　システム方針

本システムは今年度以降も機能拡張が続くため、継続的な価値提供実現のためにシステムがサイロ化しないよう、開発・運用フェーズの利便性・生産性を考慮したうえで現実的な選択肢を採用すること。

２．２　アーキテクチャ

「政府情報システムにおけるクラウド サービスの利用に係る基本方針」に基づき、コスト削減や柔軟なリソースの増減等の観点から、クラウドネイティブとする。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud\_%20policy.pdf

1. クラウドベンダーは、ISMAP、ISO/IEC 27001 、 27017 、 CS ゴールドマーク、 FedRAMPなどの認証を取得していること。 認証を取得していない場合は、基準に準拠することを証明すること。
2. 「安全なウェブサイトの作り方」（https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html）に記載されている脆弱性への対策・対処を実施。すること

特に「5.3 機能要件（案）」No.3については、データ項目や操作性について変更が生じる可能性があること、リリース後に継続的な機能向上や追加が控えるため、機能変更/追加や新技術の採用が容易にでき、稼働中のサービスを停止することなくシステム更改ができるようマイクロサービスを前提する。マイクロサービス化の度合いは、継続的デリバリーを前提とした運用オフロードと開発時の生産性の担保を実現できるレベルとする。

２．３　開発手法

開発プロセスの中で、データ項目や操作性について改善が生じる可能性があるため、IPAと密にコミュニケーションを取り、改善に迅速に対応できるようアジャイル開発を前提とする。

IPAが本システムにどのようなプロダクトが必要なのか、なぜ必要なのかを十分検討し、令和5年度運用保守事業者（以降、既存事業者という）を含めた利害関係者と調整のうえ、開発プロセスの中でタイムリーな意思決定を行うことを前提とする。

２．４　システム設計

実行基盤、監視（ハードウェアの稼働、性能、エラー）など、クラウドサービスを最大限に活用することで、業務機能に注力する。

監視は必要最低限の機能を構築し、必要に応じて順次拡大する。

改善や今後の機能追加に迅速に対応できるよう継続的インテグレーション・継続的デリバリーを準備する。ただし無理に分離・実装せず、現実的ラインで継続的インテグレーション・継続的デリバリーを実施し、順次拡大する。

過去フェーズのアーキテクチャ、機能、信頼性を損なうことなくシステムを更改する。

３．作業内容・納入要件

３．１　作業範囲

1. 契約開始日～2023年11月15日に「5. 改修内容」の作業を実施すること。なお、納品については「8.1 納入期限及び納入物件」を参照のこと。
2. 2023年11月16日～2023年11月30日に本番稼働に向けた準備を行うこと。
3. 2023年12月1日～2024年3月31日に運用・保守作業を行うこと。なお、納品については「8.1 納入期限及び納入物件」を参照のこと。
4. 本書で記述する要求および要件を満たすソフトウェアの開発に係る、要件定義、基本設計、製造等の工程における作業、単体テストや結合テスト等の各種テスト、教育・訓練、環境構築、初期データセットアップ等の作業
5. 本書で記述するシステム開発に関するプロジェクト管理、課題管理、リスク管理等のプロジェクト推進に関する作業
6. 成果物およびプロジェクト管理に関する課題管理票、議事録等のドキュメント作成に関する作業

３．２　環境

1. 「4.運用保守業務の要件」に沿った運用及び保守が実施できること。
2. システムはクラウドにて本番環境と開発環境が稼働している。利用するクラウドサービスの契約と支払いはIPAが行い、クラウド上での環境構築・維持は請負者の責任とする。なお、既存事業者と同時に改修作業等を実施することとなるが、既存事業者に影響が無いよう業務を実施すること。
3. 利用しているクラウドサービスは、別途貸与するシステム構成書（別紙）に記載されている利用サービス一覧を参照すること。
4. 運用保守業務を効率的に進めるために、両者が利用できる運用管理ツールとして以下を利用すること。運用管理ツールについてはIPAにて調達用意し、貸出する。

　　・JIRA

　　・Confluence

上記のツール以外で必要なツールがあれば、請負者にて調達し、調達の初期費用およびランニング費用は当案件の金額に含めること。

1. リポジトリ環境は既存事業者が管理するGitHubを利用すること。既存事業者の指示に従い、適切に運用すること。また、GitHubにはシステム全体のソースコード等が格納されている。誤って変更や削除することが絶対にないようにすること。なお、請負者が利用するに当たって発生する費用は請負者が全額負担するものとする。
2. GitHubと連携してテストコードを自動実行できる環境やリリースにてデプロイするコードを自動実行できる環境は、請負者にて調達すること。調達の初期費用およびランニング費用は当案件の金額に含めること。
3. 運用保守に必要な作業場所、機器設置場所及び備品・消耗品を請負者が用意すること。
4. 作業場所の入退室管理、作業場所内での機器、情報の取り扱い等については、請負者が責任を持って管理すること。

３．３　成果物

1. 成果物は事業継続するうえで実効性を伴う最低限のものとする。
2. 成果物は8.1の納入期限までに提出すること。
3. 各成果物は、該当成果物の作成作業に着手する前に記載内容、記載レベルについてIPAの承認を得ること。成果物の一覧を「表2　成果物」に示す。
4. なお、成果物以外のドキュメント（プロジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票、連絡票等）についても、適宜IPAに提出すること。

表 2　成果物

| **No** | **成果物** | **内容** | **部数** |
| --- | --- | --- | --- |
|
| **運用保守** |
|  | インシデント・問題に関するデータ | 運用管理ツールにて保管および管理されたデータ | 1式 |
|  | 重要トラブルに関する調査報告書 | 重要トラブル発生時に作成した調査報告書 | 1式 |
| **システム** |
|  | 要件および仕様に関する情報 | 発注仕様書に基づいた本システムが稼動するに足るアプリケーション、ハードウェア、クラウドの要件および仕様に関する情報。 | 1式 |
|  | ソースコードテストコード実行プログラム設定ファイル | 開発したプログラムのソースコード、テストコード、実行プログラム。オープンソースソフトウェアや商用製品を使用した場合は、そのソースコード（公開されている場合）と実行プログラム。開発したプログラムやその他ソフトウェアの設定ファイル。 | 1式 |
|  | 利用マニュアル | システム機能の利用方法を説明した利用マニュアル。利用者向けマニュアル。 | 1式 |

電子データにてIPAに納入すること。納入方法や形式等についてはIPAが指定する様式とすること。

３．４　作業における注意事項

1. 要件定義書、設計書、ソースコード、利用マニュアル等の作成に当たっては、既存の資料に適切に情報の追加や変更を行うこと。当該事業に関係のない部分には絶対に変更を加えないこと。また、当該システムはオブジェクト指向でプログラミングされている。よって、例えば、クラスはさまざまなコードで使用されている可能性がある。改修に当たっては当該事業に関係のない部分には絶対に影響が出ないようにするほか、影響が見込まれる場合は、影響が見込まれる機能に問題が発生しないことを十分に確認するテストを請負者が実施すること。
2. 当該事業期間中、並行して既存事業者が開発を行う。既存事業者は要件定義書、設計書、ソースコード、利用マニュアル等への追加や変更を行うが、既存事業者の業務の妨げにならないようにすること。

４．運用保守業務の要件

運用保守業務の要件は以下の通り。

４．１　運用保守期間

 　　・2023年12月1日～2024年3月31日

４．２　運用保守内容

・ システムのソフトウェア、ネットワーク、稼働するうえで必要なプロセスに対して、稼動状況及びパフォーマンスを監視すること。

* 2023年12月1日（金）から2023年12月22日（金）の受付期間中に、異常を検知した場合には運用管理ツールに起票し、IPAと協議の上で対応を進めること。起票の目安を下記に示す。

 　　　 　業務稼働日　9：30～17：30（12：30～13：30は除く） 異常発生から2時間以内

 　　　 　上記以外 翌業務稼働日の9:30から2時間以内

* 2024年1月4日（木）から2024年3月31日（水）は当該システムでの作業は予定されていない。ログの確認等、突発的に対応が必要な事象が発生した場合は、その支援を行うこと。

５．改修内容

本システムのうちDX銘柄に関する機能は2022年度に利用していた。当時の機能を改修するほか、新たな機能を追加することが本改修内容となる。詳細を以下に示す。

５．１　改修期間

1. 改修期間（契約日～2023年11月30日（木））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 名称 | 内容 |
| 契約日～11月15日（水） | 開発期間 | 開発、テストを実施 |
| 11月16日（木）～11月30日（木） | 稼働準備期間 | 本番稼働に向けた準備として、・本番稼働環境の構築・IPA受入テスト支援・公開作業等を実施 |

なお、連携先のキントーンのテスト用環境、本番環境はIPAにて構築を行い、ゲストスペースやAPIトークンなど連携に必要な情報をIPAから提供する。

　キントーンの構築スケジュールの目安は下記の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境 | 構築スケジュール | 内容 |
| テスト用環境 | ～10月13日（金） | 本番稼働前のテスト用環境 |
| 本番稼働環境 | 10月16日（月）～11月9日（木） | 本番稼働用の環境 |

５．２　画面遷移（案）

改修対象となる画面、機能を以下に示す。

なお、企業より受け付けた調査回答を審査システムに反映するために安定性の高い実装があれば、本画面遷移（案）の限りではない。

画面の追加

DX調査

【STEP1】

回答書類の提出画面

DX調査【STEP2】

連絡事項

設定画面

DX調査【STEP4】

回答の

完了画面

（正常）

DX調査【STEP3】

内容の

確認画面

DX調査【STEP4】

回答の

完了画面

（エラー）

エラー

画面

キントーンアプリレコード登録

Azureに保存

エラー

エラー

成功

成功

エラー

成功

TOP画面

サブメニュー

画面

処理（画面なし）

【凡例】

文言変更のみ

機能の追加、文言変更

５．３　機能要件（案）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 画面名 | 改修名称 | 区分 | 改修作業内容 |
| 1 | TOP画面、サブメニュー、DX調査（STEP1～STEP4） | DX銘柄2024向け文言変更・お知らせ掲示の追加や修正 | 改修 | ・2022を2024に変更する。・その他文言の見直しやお知らせ掲示の追加・修正を行う。 |
| 2 | DX調査 STEP1 | 別添資料提出 | 改修 | ・アップロード可能なファイルサイズを変更する。・ファイル数は最大10ファイルとする。 |
| 3 | DX調査 STEP3 | キントーンアプリレコード登録 | 新規 | ・STEP1、STEP2で入力された内容をキントーンアプリにレコードとして登録する。・当該処理はAzureに保存した後に実施する。 |
| 4 | STEP4 回答の完了 | エラー表示 | 新規 | ・Azureへの保存もしくはキントーンアプリへのレコード登録に失敗した場合にエラー表示を行う。・エラー画面からSTEP3に遷移をさせる。 |

※実装の都合により、要件の調整が必要な場合には、案件の実施のなかでIPAと調整すること。なお、機能要件の優先度は下記の通り。

（優先度高）

* アップロードできる別添資料のファイルの数とサイズの維持。
* アップロード処理での待ち時間が増えることにより、ユーザが動作しているのかの判断が難しい状況の削減。
* 受け付けた調査回答の確実な審査システムへの反映。

（優先度低）

* STEP1～STEP4の登録画面のシーケンス上に審査システムへのデータ連携結果を反映すること。

５．３．１　DX銘柄2024向け文言変更・お知らせ掲示の追加や修正

1. TOP画面（1か所）



1. サブメニュー（9か所）



1. DX調査 STEP1（2か所）



1. DX調査 STEP2（1か所）



５．３．２　別添資料提出

現在は最大20MByte のZIPファイルを一つアップロードできるようになっている。これを最大50MbyteのZIPファイル（最大10個のファイルを内包可能）をアップロードできる方式（方式1）、もしくは最大10Mbyteのファイルを10個アップロードできる方式（方式2）にする。



　　　 方式1イメージ 方式2イメージ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現在 | 変更後（方式1） | 変更後（方式2） |
| 受け付けるファイル形式 | ZIPファイル | ZIPファイル（非暗号化） | 制限なし※ |
| ZIPファイル中のファイル形式 | 制限なし | 制限なし※ | － |
| 最大サイズ | 20Mbyte | 50Mbyte | 各10Mbyte |
| アップロードファイル数 | 1 | 1 | 最大10ファイル |
| Zipファイル中のファイル数 | 制限なし | 最大10ファイル | － |
| Zipファイル中の各ファイルの最大サイズ | 制限なし | 制限なし | － |
| 特記事項 | － | サイズオーバー、ZIPファイルに受け付けられないファイルがあるもしくは暗号化ZIPの場合、警告を出し、STEP2に遷移できないようにする。 | サイズオーバーもしくは受け付けられないファイルの場合、警告を出し、STEP2に遷移できないようにする。 |

※PDF、Word、Excelに対応すること。また、これら以外のファイル形式の制限についてIPAと調整すること。

５．３．３　キントーンアプリレコード登録

STEP1のエクセルファイル、別添資料、STEP2の連絡事項をキントーンアプリにレコード登録する。なお、エクセルファイルは中の値を取得しキントーンに登録すること。別添資料をZIPファイルでアップロードする場合は、システム側で展開し、内部のファイルをそれぞれキントーンに登録する。また、当該処理はAzureへの保存が完了した後に実行する。別添資料のAzureへの保存はZip形式で構わない。

選択式項目

記述式項目

別添資料

STEP1

STEP2

連絡事項

〇〇株式会社

担当者：〇〇

XXX-XXX-XXXX

エクセルファイルのデータ（案）は次のとおり。なお、当該内容は10月中旬頃確定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | エクセルファイル1 | エクセルファイル2 |
| 名称 | 選択式回答項目 | 記述式回答項目 |
| 選択項目 | 42項目（選択肢数2～6） | 0項目 |
| 記述項目 | 39項目 | 47項目 |

キントーンアプリとの連携は、kintone API（https://cybozu.dev/ja/kintone/docs/rest-api/list/）を用いる。また、キントーンには各種制限値（https://jp.cybozu.help/k/ja/admin/limitation/limit.html）があるため確認の上、実装すること。

（REST APIの重要な制限値）※2023年8月11日時点の情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 制限名 | 制限値 | 内容 |
| 1 | 同時アクセス数 | 一つのドメインで100 | 制限値を超えるとキーントーンからHTTPステータスコード429を返す。エラー発生時は、ポータル画面上にエラー表示を行い、再登録を促すこと。 |
| 2 | アップロードしたファイルの保存期間 | 3日 | レコード登録APIやレコード更新APIによってレコードに添付しない場合の制限値。/k/v1/file.jsonでファイルをアップロードしたのち、速やかに/k/v1/record.jsonでレコード登録もしくは更新することで当該制限が発動しないようにすること。 |
| 3 | 1日に実行できるAPIリクエスト数 | 10,000件 | 昨年の期間を通しての登録企業数は450であった。これを踏まえ、制限値を越さない設計とすること。制限値を超える場合にはエラー表示行い、翌日以降登録を促す等行うこと。 |
| 4 | アプリのレコード操作API | 100件 | 一度に登録、更新及び削除できるレコード数の制限値。エラーとなった場合はポータル画面上にエラー表示行い、あらためて登録するよう促す。 |
| 5 | リクエストボディのサイズ | 50MB | POST処理のリクエストボディのサイズが50MBを超える場合には、複数回の送信に分けるなど適切に動作するよう事前に設計し、実装すること。なお、調査回答の文字数や添付ファイルに制限が必要な場合はIPAと調整すること。 |

５．３．４　エラー表示

Azureへの保存もしくはキントーンアプリへのレコード登録に失敗した場合にエラー表示を行う。



画面イメージ（例）

５．４　画面要件

現時点で想定している画面要件（案）を以下に示す。

1. ユーザインターフェース
* 人間中心設計に基づき、ストレスのない導線、誤操作のないUIをデザインする。
* 「日本語版Webサイトガイド」及び「政策目的別Webサイトガイド」に準拠する。
1. Webデザイン
* レスポンシブデザインにして、PCやタブレットに対応できるようにすること。
* スマートフォンを用いて申請を行う申請者等は必ずしも多くないと想定されることから、スマートフォンへの対応は必須ではない。
* 対応ブラウザはEdge、Google Chrome、Fire Fox、Safari等の主要なブラウザ。それぞれ最新バージョンが動作するものであること。
* 文字コード指定等で文字が正しく表示されること。

５．５　システム稼働環境の要件

1. 現在利用しているクラウド（マイクロソフト Azure）で稼働しているシステムに機能追加すること。
2. 過去に構築した機能に手を入れる場合には、既存機能について継続的に動作することを保証すること。
3. 過去のアーキテクチャ、機能、信頼性を損なうことなくシステムを更改すること。

６．実施体制

・業務の役割を定めた実働可能な人数を確保し、「４．運用保守業務の要件」「５. 改修内容」に記載された運用保守と改修を実現できる体制を構築すること。

・本業務をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他者に再委託してはならない（実態が一括して再委託に該当するものは禁止とする）。ただしこれは再委託を制限するものではない。

・実施体制表を変更する場合は、あらかじめ、IPAの了承を得ること。

・土日、祝日、年末年始等を除く通常の業務稼働日の9:30から17:30を対応の原則とするが、必要に応じて時間外の対応を実施すること。

・業務の実施にあたって、以下のスキルを有する者を含めること

1. 情報システムおよびネットワークの一次トラブルシューティングに関する業務の実績を有すること。
2. 情報システムのセキュリティ対策に関する実績を有すること。
3. Azureを用いたWebシステムの運用保守実績を有すること。
4. Azureの仮想ネットワーク、PrivateLink、Container Registryを用いたシステムの運用実績を有すること。
5. AzureMonitorを利用したシステム監視・分析・改善提案の実績を有すること。
6. マイクロサービスを用いたWebシステム構築実績を有すること。
7. Azureを用いたWebシステム構築実績を有すること。
8. 今後の機能追加に迅速に対応できるようCI/CD環境の構築または改善実績を有すること。

７．セキュリティ要件など

７．１　情報管理体制

・請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPAに対し情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面「情報管理体制図【様式4】」及び「情報取扱者名簿【様式3】」（氏名、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。（情報取扱者の住所、生年月日については、契約前に提出することを要しないが、契約時に情報取扱者名簿に追記の上、IPAに対して提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

なお、IPAとの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。

【確保すべき履行体制】

* 契約を履行する一環として契約相手方が収集、管理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要さないと確認するまで情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する。
* IPAが個別に承認した場合を除き、請負者以外の者（請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の請負者以外の者）に対して伝達または漏えいされないことを保証する。
* 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、IPAの承認を得た場合は、この限りではない。
* 情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予めIPAへ届出を行い、同意を得なければならない。

７．２　業務従事者の経歴

・本業務に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。

７．３　履行完了後の情報の取扱い

・IPAから提供した資料又はIPAが指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、IPAの指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

７．４　その他

・情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）を提出すること。

・別添の「情報セキュリティに関する事項」を参照のこと。

８．納入関連

・各納入物件は、作成作業に着手する前に記載内容、記載レベルについてIPAの承認を得ること。

・納入期限までに承認を得た納品物件を電子媒体に格納してIPAに納入すること。納入方法や形式等についてはIPAが指定する様式とすること。

８．１　納入期限及び納入物件

・ 2024年3月31日　 3.3　成果物

８．２　納入場所

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス17階

独立行政法人情報処理推進機構　デジタル基盤センターデジタルトランスフォーメーション部DX推進G

９．検収関連

「8.1納入期限及び納入物件」による納入物件について、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。

１０．その他

本仕様書に定めのない事項等については、IPAと協議の上、決定する。

(別添)

○情報セキュリティに関する事項

1. 本業務のためにIPAから提供される情報については、本業務の目的以外に利用しないこと。なお、本項の規定は本業務が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有するものとする。
2. 本業務における作業の一切（IPAより開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うこと。
3. 情報セキュリティを確保するための体制、および委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための体制を定め、IPA担当者に報告すること。
4. 本業務の遂行において、仕様書に記載のサービスレベルに準じて業務を履行するとともに、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じ、IPAに報告すること。また、IPAの指示があったときには、その指示に従うものとする。
5. IPAから情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告すること。また、IPAは、必要があると認められるときは、情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をする場合がある。
6. 本業務の一部を第三者に再請負する場合には、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じること。
7. 本業務完了または契約解除等により、IPAが提供した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかにIPAに返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、書面をもってIPAに報告すること。ただし、IPAが別段の指示をしたときは、その指示に従うものとする。
8. IPAが貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとること。
9. システムの運用・保守業務に従事する者を限定すること。また、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
10. なお、セキュリティパッチ等のテスト及びシステムへの組み込みについて、脆弱性情報のチェックと対応要否をIPAと協議したうえで、双方合意のもと要と判断した場合は、対策を実施すること。

以上

（参考）契約書（案）

2023情財第○○号

　契約書(案)

　独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により「DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条　甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「DX推進事業システムのDX銘柄に関する改修及び運用・保守契約」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2　乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

第2条　乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第3条　乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2　責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第4条　納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第5条　甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、○○，○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税○，○○○，○○○円）とする。

（権利義務の譲渡）

第6条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第7条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

第8条　甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2　前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3　請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4　第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）

第9条　甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2　前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3　第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一　修補等が不能であるとき。

二　乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四　前各号に掲げる場合のほか、甲が第１項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4　第１項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5　前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6　本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（対価の支払及び遅延利息）

第10条　甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2　甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）)によって、遅延利息を支払うものとする。

3　乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

（遅延損害金）

第11条　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

2　前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）

第12条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

一　仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。

二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。

三　税法その他法令の制定又は改廃。

四　価格に影響のある技術変更提案の実施。

2　前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

（契約の解除等）

第13条　甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

一　乙が本契約条項に違反したとき。

二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。

三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。

四　乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。

五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。

六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4　甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2　第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条　乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2　乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3　乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4　乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5　乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6　乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7　乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8　乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9　乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

11　本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第17条　請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2　乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3　乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第18条　乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2　乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3　第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第19条　甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2　甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等をすることができる。

3　乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4　乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5　乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第20条　本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第21条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第1条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ　独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ　独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

二　本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第2条　乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

一　独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

二　独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

三　独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第3条　乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3　第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4　第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5　乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条　甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

　　　2023年○月○日

甲　東京都文京区本駒込二丁目28番8号

　　独立行政法人情報処理推進機構

　　理事長　齊藤 裕

乙　○○県○○市○○町○丁目○番○○号

　　　株式会社○○○○○○○

　　　代表取締役　○○　○○

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第1条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第2条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第3条　乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第4条　乙は､個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第5条　乙は､個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第6条　乙は､甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第7条　乙は､個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5　乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第8条　乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第9条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

（再請負）

第10条　乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第11条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上